

(別添1)

## 委託業務仕様書

### 1 業務名

徳島県ヤングケアラー支援体制強化事業に係る支援フォーラム及び関係機関職員研修企画・運営業務

### 2 事業の目的

本業務は、一般県民向け支援フォーラムの開催により、ヤングケアラー支援に係る認知向上を図るとともに、医療、介護、福祉、教育等の関係機関職員等を対象として、「徳島県多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和6年3月策定）をふまえた専門研修を実施する。

### 3 実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

### 4 業務の内容

#### (1) 一般県民向け支援フォーラム

##### ①対象

広く子どもに関わる地域住民等

##### ②講演内容

少なくとも以下の項目を盛り込むこと。

- ・ヤングケアラーについて理解を深めること
- ・「徳島県多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」に基づいた早期に把握する「気づき」の視点等

##### ③開催日時等

契約締結後、県と協議の上決定する。（1時間から2時間程度）

#### (2) 関係機関職員等対象研修

##### ①対象

医療、介護、福祉、教育等の関係機関職員等

##### ②研修内容

少なくとも以下の項目を盛り込むこと。

- ・ヤングケアラーについて理解を深めること
- ・「徳島県多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」に基づいた早期に把握する「気づき」の視点等
- ・相談、支援の際に配慮する事項
- ・関係機関等の相互連携スキーム（つなぎ方を含む）
- ・関係機関等職員によるグループワーク演習

##### ③開催日時等

契約締結後、県と協議の上決定する。（2時間程度）

なお、（1）と同日開催も可とする。

### （3）（1）及び（2）に係る共通事項

#### ①開催方法

会場開催を基本としながらも、「Zoom」等ウェブ会議ツールを活用したオンラインでの受講も可能にすること。

#### ②定員

100名程度

#### ③広報・周知に係る業務

- ・開催予定日の1か月前までに、参加者募集に係る広報デザインを作成し、周知チラシ及びホームページ、SNS等による周知に努めること。

- ・周知チラシ（A4縦）の印刷及び発送作業を行うこと。

〈印刷枚数〉 800枚

〈送付先〉 各市町村社会福祉協議会等県内関係機関125箇所程度  
（各部数は別途指示）

- ・参加申込は、電話、ファクシミリ、メール、web等で受け付けし、受付窓口を設置すること。

- ・申込者リストを作成し、県に提出すること。

#### ④開催前に係る業務

- ・企画・運営及び講師選定については事前に県と協議すること。

- ・使用する資料及び教材等は講師等と相談の上準備すること。

- ・オンライン配信に要する機器等の準備を行い、前もって接続テストを行うこと。

#### ⑤開催当日に係る業務

- ・参加者受付、司会進行、講師対応等、運営に係る業務の全てを行うこと。

- ・業務責任者を設定し、講師と協力の上、適切に運営すること。

#### ⑥開催後に係る業務

- ・参加者へのアンケートを実施し、とりまとめ結果を県に提出すること。

- ・会場使用料及び講師謝金等、開催に係る全ての経費の支払事務を行うこと。

## 5 成果品

本業務の成果品として、次の物品を提出すること。

### （1）委託業務完了報告書

企画・運営及び講演内容等の詳細を記載すること。

### （2）収支精算書

### （3）アンケートとりまとめ結果

## 6 経費等について

(1) 経費の内容

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担することとし、県は委託料以外の費用を負担しない。

また、受託者は、本事業に要する費用負担を受講者等の第三者に求めてはならない。資料代等の実費負担についても、同様とする。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。

また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

(1) 業務責任者の配置

受託者は、当該業務を総合的に把握し、関係者等との調整を行う業務責任者として、類似業務の企画・運営に係る知識と経験を有する者を配置すること。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 再委託の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(5) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(6) 著作権等

成果品に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。